



平成 28 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 沖繩セルラー電話株式会社  
代表者名 代表取締役社長 北川 洋  
( J A S D A Q ・ コード番号 9436 )  
問合せ先 執行役員 経営管理部長 上原 靖  
電話番号 0 9 8 - 9 5 1 - 0 6 3 9

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 27 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を定時株主総会におきまして付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 提案の理由

- (1) 更なる収益拡大を図るとともに、当社事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、以下の文言を追加するものであります。
  - ①当社が販売している、通信端末等の割賦販売業務
  - ②当社が運営している、ポータルサイトを活用した物品販売に酒類、医薬部外品、健康食品、及び化粧品の販売業務を追加
  - ③当社が運営している、野菜工場のコンサルティング業務及びそれらに付随する機械、装置、設備等の製品の製造・販売
  - ④当社が所有している、不動産・建物を活用した賃貸業務及び管理業務
- (2) 取締役及び監査役が、その期待される役割を十分発揮できるよう、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款 28 条（取締役との責任限定契約）及び第 36 条（監査役との責任限定契約）を新設するものであります。なお、変更案第 28 条を新設する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記の条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容につきましては、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 16 日（木）
- (2) 定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 16 日（木）

以 上

別紙

定款新旧変更対照表

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (記載省略)	第 1 条 (現行どおり)
第 2 条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(8) (記載省略) (新 設) (9)～(11) (記載省略) (12) (記載追加)  (新 設)  (13)～(15) (記載省略) (新 設) (16) (条文省略)	第 2 条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(8) (現行どおり) <u>(9) 割賦販売法に基づく業務</u> (10)～(11) (現行どおり) (12) 雑貨、衣類、工芸品、食品、 <u>酒類、医薬部外品、健康食品、化粧品等</u> の物品販売 (13) <u>野菜工場のコンサルティング業務及びそれらに付随する機械、装置、設備等の製品の製造・販売</u> (14)～(17) (現行どおり) (18) <u>不動産の賃貸及び管理業</u> (19) (現行どおり)
第 3 条～第 18 条 (記載省略)	第 3 条～第 18 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 19 条～第 27 条 (記載省略)  (新 設)	第 19 条～第 27 条 (現行どおり)  <u>第 28 条 (取締役との責任限定契約)</u> 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く) との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。</u>
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監査役及び監査役会
第 28 条～第 34 条 (記載省略)  (新 設)	第 29 条～第 35 条 (記載省略)  <u>第 36 条 (監査役との責任限定契約)</u> 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。</u>
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
第 35 条～第 38 条 (記載省略)	第 37 条～第 40 条 (現行どおり)

以 上